令和5年度 部活動運営規則

鹿児島市立吉田北中学校

1 目標

- (1) 集団活動を通して教師対生徒・生徒相互の人間的な交流を深め、集団の目標を個人の目標と適合させる能力や集団の中で個人の役割を果たしていく能力を養う。
- (2) 規律正しい活動を通じて所属感・連帯感を育成し、さらに根気強さを培い、自主不屈の精神を養う。
- (3) 規律を遵守する習慣を養うことによって、公民としてのマナーや道徳性を身につけさせる。
- 2 部活動に対する基本的な考え方
 - (1) 自主的参加が原則であるが、全員参加を目指す。
 - (2) 諸計画は、教育の立場にたって考える。
 - (3) 顧問は、学級担任ならびに保護者と連携を図って指導する。
 - (4) 生徒の自由勝手な部活にならないように、学校教育の一環として指導にあたる。
 - (5) 技術の向上を図るとともに心身の健全な育成に努める。(心・技・体の育成)
 - (6) 健全な活動が行われるとともに、リーダー指導育成に努める。
 - (7) 部活動と学習の両立を図る。(文武両道)
 - (8) 選手育成・勝利至上主義のみの部活動にならないよう留意する。
 - (9) 部員の親和・健康管理について配慮し、望ましい人間関係を育成する。
- 3 部活動の位置づけ・・・・学校教育の一環として取り扱うことを原則とする。

4 顧問会

- (1) 組織 校長, 教頭, 部活動顧問によって組織する。
- (2) 会議
 - ア 各顧問が必要と認めるときにはいつでも召集できる。
 - イ 係が召集し、その議長を努める。
- (3) 議事の内容
 - ア 規則の改廃
 - イ 事業計画および予算の承認
 - ウその他

5 細則

- (1) 入部規定
 - ア 希望参加とするが、なるべく全員参加が望ましい。
 - イ 保護者の承諾書・同乗依頼書を提出させる。また、担任は入部の確認をする。
 - ウ 中体連以外の大会へ参加する場合は、傷害保険に加入する。
- (2) 退部規定
 - ア 本人との話し合いを重ね、本人・保護者・顧問がいずれも了承するものとする。
 - イ 保護者の承諾書を提出させる。また、担任は退部の確認をする。
- (3) 廃部規定
 - ア 試合登録人数に満たない場合で、合同チームでの大会出場が困難であり、今後、入部するものが期待できない時に対象とする。
 - イ 原則として、アの状態が1年間継続し、部員が在籍しなくなった次年度から廃部とする。
 - ウ 救済措置などによる特別な創部を認めた場合,原則として,創部した際に入部した部員が卒部・卒業 した時点で、その部は廃部とする。

(4) 休部規定

- ア 試合登録人数に満たない場合で、合同チームでの大会出場が困難であるが、今後、入部するものが期待でき、他の部活動に影響が出ないと判断した時に対象とする。
- イ 原則として、アの状態が1年間継続し、部員が在籍しなくなった次年度から廃部とする。

(5) 創部規定

- ア 新しく創部するうえで、既存の部に影響がなく、その部を創りたいという気持ちや思いが生徒にあり、 なおかつ、試合登録人数を満たしており、今後も入部するものが十分に期待できる時に対象とする。
- イ 職員数(顧問数の確保)・練習場所・他の部活動・地域との兼ね合いを考え、顧問会・職員会議等で 十分に検討したうえで、決定するものとする。

(6) 練習について

- ア 練習の際には必ず顧問(指導者)が参加することを原則とし、何らかの事情で参加できない場合は必 ず責任の取れる代理者が参加することとする。
- イ 自主練習の際にも、アに準ずる。
- ウ 中間テスト3日・期末テスト7日前から練習はしない。
- エ 休日・祝日の練習は事前に計画を立て、学校長および保護者の承認・承諾を受ける。
- オ 長期休業中の練習計画・日程等は、休業前に別に示すこととする。
- カ 練習終了後は、顧問(指導者または代理者)が下校状況を確認する。

(7) 練習日・練習時間

ア 平日の練習時間は、次の時間までとする。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
時間	18:15	18:30	18:45	18:45		18:00
	18:30	18:45				17:45
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間	17:45	17:15	17:15	17:30	17:30	18:00
	17:30				17:45	18:15

※ 2段で表記されている月について、上段は「月初め~15日」、下段は「16日~月終わり」とする。

- イ 休日・祝日の練習は原則として半日とする。練習計画は顧問の判断とする。
- ウ 1週間に土日の1日、平日1日は練習休みの日を設ける。

(ノー部活動デーの徹底・・・原則として日曜日、水曜日)

- ※ 日曜日が練習・試合の場合は、必ず週内の別日に休みを設ける。
- ※ 休日は家庭に戻すことを心がけていく。
- エ 日没状況・天候などを考慮し、顧問間での共通理解がなされた上で、下校時刻の設定を行う場合もある。

(8) 服装について

- ア 登下校の服装は、制服又は正課時用の学校ジャージとする。
- イ 活動時は、各部のユニフォームを認める。
- ウ 土曜日・日曜日・祝祭日の登下校時は、制服又は正課時用の学校ジャージおよび各部のユニフォームでも良い。

(9) 自転車について

ア 自転車通学生のみ認める。

(10) 試合について

- ア 計画書を校長に提出し、承認を受ける。
- イ 出場選手の健康診断を受ける。
- ウ 保護者に大会出場の承認を受ける。
- エ 生徒の意思を尊重する。
- オ 先輩や保護者がいきすぎた激励や応援を行い生徒に悪影響を与えないようにする。
- カ 吉田北中学校の生徒として立派な態度をとるように指導する。
- (11) 大会出場資格について
 - ア 県中学総体においては、市中学総体で出場資格を得た場合に限り出場できる。
 - イ その他の大会については、保護者とよく話し合いをして、学校長の許可を得る。
- (12) 大会参加費用について
 - ア 中体連主催の大会については、大会参加費を体育文化後援会費から支給する。
 - イ 連盟主催の大会については、大会参加費(県大会2回まで)を体育文化後援会費から支給する。それ 以外は原則として個人負担とする。
 - ウ 九州大会及び全国大会(それに準ずるものも含む)については、PTA会長が認めた場合に限り、大会にかかる経費(全額または一部)を体育文化後援会特別会計から支給する。
- (13) 外部者の指導
 - ア 外部者の指導は、校長が必要と認めたときにコーチとして委嘱する。規定については鹿児島県体育連盟に準ずる。
- (14) その他
 - ア 長期休業中や週休日に昼食をとる際は、家庭から持ってくるものとし、途中で学校外へ買い物に行く ことを禁止する。また、飲み物の容器に関しては水筒・ペットボトルとし、中身はお茶・スポーツドリ ンクとする。ごみ等については、家へ持ち帰るようにする。
 - イ 終業式などで昼食をとる際は、原則として一度家へ帰す。事情により学校へ残す場合は、部活動を行う姿に着替え、買い物に行くことを許可する場合もある。ただし、その際は部活動顧問の許可を得てから行くものとする。
- 6 設置されている部 (カッコ内は顧問の人数)

卓球部(名)

ブラスアンサンブル部(名)

- ※ 各部活動でケガ・事故等が起きたときには、各顧問がすみやかに対処する。また、管理職や養護教諭 とも連携をとり、事後指導などにあたるようにする。
- 7 体育文化後援会費

体育文化後援会費から支出されるものは以下の通りとする。

- (1) 各連盟へのチーム登録・選手登録費。
- (2) 各連盟主催の大会参加費。(※ 県大会2回まで。ブラスアンサンブル部もこれに準ずる。)
- (3) 中体連主催の大会参加費。
- (4) 活動費として、5月末の1~3年生までの部員数確定を基準に1人あたり1、000円を各部活動へ配当する。
- (5) 九州大会及び全国大会(それに準ずるものも含む)の大会にかかる経費(全額または一部)については、 PTA会長が認めた場合に限り、体育文化後援会特別会計から支給する。

8 その他

- (1) 大会出場計画は出場生徒を明記したものを全職員に配布する。
- (2) 問題が発生した場合には、各顧問がすみやかに対処する。その際、顧問会が必要と判断した場合は、すぐに顧問会を召集し、話し合いを経て、職員会議で決定する。
- (3) 顧問は、生徒を指導するとともに、保護者とも連携を図りながら指導にあたるようにする。
- (4) 対外運動競技大会や文化活動への参加に際しては、県中学校体育連盟や関係連盟などが定めるところの規定を守ること。

9 部活動生徒の問題行動時の対応について

部活動生徒が部活動中ならびに学校生活において、以下のような問題行動を起こした場合、その生徒・また はその生徒の所属する部活動は以下の表に従って行動することとする。

問題行動	個人指導	所属部活動への指導			
① 自転車通学規定および交通法	1・2回:部停1日				
規違反	3回以上:部停3日				
② 不要物の校内持込(装身具,携					
帯,雑誌類,菓子類,匂い付きの	部停:3日	特になし			
制汗剤など)					
③ 眉そり、染髪、ピアス	部停:5日				
	元の状態に戻るまでは、大会の参				
	加を認めない。				
④ 登下校時の飲食店・コンビニな					
どへの立ち寄りおよび買い食い	部停:3日				
等					
⑤ 下校時刻超過	指導	部停:3日			
⑥ 喫煙					
⑦ 飲酒		特になし			
⑧ シンナーなどの薬物	部停:7日	※ ただし、所属部活動生の1/3以上がその件に関与してい			
⑨ 暴力行為	大会への参加を認めない場合もあ				
⑩ 万引き、窃盗、恐喝	る。	/ 3以上がての仲に関すしている。 る場合には、部停3日とする。			
⑪ 不純異性交遊		る物口には、即行る日とりる。			
⑫ その他,法的に処罰される事項					
(13) 試験での不正行為	部停:5日	特になし			
④ 授業エスケープ	部停:3日				
⑤ 授業態度の怠慢	如江利しい古拉的に目にないが、「如江利井けゆの井外の世界したフ				
⑯ 提出物・宿題などの未提出	部活動とは直接的に関係ないが、「部活動生は他の生徒の模範となるよう自覚する」という点から、担任や学年部、顧問などと十分な検討・連携を重ねた指導・対処を行う。必要であれば、部顧問会を開く				
⑰ その他の問題行動					
※ 学校のきまり等を守らな	う・理房を重ねた指导・対処を行う。必要であれば、前顧向去を囲く こともある。				
い場合も含む。	_ C もめる。 				